

# オプション検査・PSA検査 補助金請求について

## オプション検査

従来実施していた「腫瘍マーカー検査（CEA/AFP/CA19-9）補助」の内容を変更して、「オプション検査補助」を平成31年度より開始します。検査項目は腫瘍マーカーに限らず、健康診断の検査項目であれば何でも選択が出来ます（複数項目選択可）。また、毎年違う検査を選択しても構いません。例として、ピロリ菌検査や喀痰検査、HPV検査などのがん関連、肝炎ウイルス、リウマチ関連、また、従来腫瘍マーカーも選択できます。（但し、歯科検査は対象外）

※事業所独自の保健事業として、従来腫瘍マーカー検査を事業所の指定検査項目としている場合は、事業所のルールに従ってください。（個人で検査を選択することは出来ません。）

※平成30年3月厚労省より「職域におけるがん検診に関するマニュアル」が出され、がん検診に関するガイドラインが示されています。“50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上であることが判明した者（過去における喫煙者を含む。）に対して喀痰細胞診を行う”ことが記載されていますので、該当する方は当該検査を選択することを当組合では推奨します。

○対象者：50歳以上（満年齢）の被保険者で希望するもの

補助金額：年度内1回に限り、3,000円を限度に補助

実施方法：

①希望者は、予めオプション検査項目を決める ②健診申込時に検査費用等確認のうえ、オプション検査を申し込む ③健診日、健診機関窓口でオプション検査費用を支払う ④組合指定の「オプション検査・PSA検査 補助金請求書」と領収書原本を事業所経由提出して補助を申請 ⑤事業所経由補助金額の精算 ⑥複数の項目を受検した場合は、その合計で3,000円を限度とします。その場合は、まとめて1回の補助申請としてください。

※領収書原本はオプション検査項目が明記されているもの。

## PSA検査

年度内に50歳以上の被保険者で希望の方を対象（一般医療機関での受診の場合に限る）に、年度内1回に限り、上限2,100円を助成します。※協定健診機関で受診の場合は、基準項目に含まれていますので対象外です。

○対象者：年度内に50歳以上の被保険者で希望するもの

補助金額：年度内1回に限り、2,100円を限度に補助

実施方法：

①健診申込時にPSA検査を申し込む ③健診日、健診機関窓口でPSA検査費用を支払う ④組合指定の「オプション検査・PSA検査」と領収書原本を事業所経由提出して補助を申請 ⑤事業所経由補助金額の精算

※領収書原本は「PSA検査代」である旨が明記されているもの。





